

日本英学史学会中国・四国支部会則

- 第 1 条 本会は日本英学史学会中国・四国支部（以下、本支部という）と称する。
- 第 2 条 本支部は日本の英学史に関する研究を行うことを目的とする。
- 第 3 条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 総 会
 - 2 研究例会
 - 3 その他必要と認められる事業
- 第 4 条 本支部は次の者をもって組織する。
- 1 日本英学史学会に所属する会員のうち本支部への入会を希望する者
 - 2 その他本支部の趣旨に賛成し入会を希望する者
- 第 5 条 本支部に次の役職を置く。
- 1 支 部 長 1 名
 - 2 副支部長 若干名
 - 3 理 事 若干名
2. それぞれの役職の職務を次のとおり定める。
- 1 支部長は本支部の会務・活動を統括し、支部を代表する。
 - 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事ある時は内 1 名が支部長の職務を代行する。
 - 3 理事は事務局長、会計担当、広報担当、編集担当等の職務を兼ねて、本支部の円滑な運営活動を支える。
- 第 6 条 支部長、副支部長、理事により役員会を構成する。
2. 役員会は第 3 条に定める事業目的を達成するために、会の運営その他の重要事項を審議する。
- 第 7 条 第 5 条に定める役職の選任は、現支部長の任期満了前の役員会において次期候補者を選出し、その内諾を得たうえで総会に報告し、その承認を経て行われる。
2. 支部長は理事の互選によりその内から選出するものとし、副支部長は支部長が理事の内から委嘱するものとする。
- 第 8 条 本支部に事務局を置き、理事 1 名が事務局長を兼ねる。
2. 事務局長は学会事務に関わる業務を統括する。
 3. 事務局に学会事務の円滑な遂行のために幹事若干名を置く。
 4. 幹事の選任に当たり、事務局長はこれを支部長に推薦し、支部長はこれを委嘱する。
- 第 9 条 本支部に編集委員会を置き、理事 1 名が編集委員長を兼ねる。
2. 編集委員会は別に定める本支部編集委員会規程により、本支部紀要『英學史論叢』の編集に当たる。

- 第 10 条 各役職及び幹事の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
- 第 11 条 本支部に会計監査 2 名を置く。
2. 会計監査の選任に当たっては、支部長がこれを指名し、総会においてその承認を得る。
 3. 会計監査の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
- 第 12 条 本支部に顧問を置くことができる。
2. 顧問の推戴に当たっては、役員会がこれを推薦し、支部長が委嘱する。
- 第 13 条 総会は毎年 1 回、支部長がこれを招集する。
2. 総会を以て本支部の最高議決機関とする。
- 第 14 条 本支部の経費は第 4 条に定める者の会費および寄附金その他の収入による。
- 第 15 条 会費は 1 人年額 3,000 円とする。但し学生は 2,000 円とする。
2. 会費を 2 年間未納の場合は、会員資格を失う。
 3. 顧問の会費についてはこれを徴収しない。
- 第 16 条 本支部の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 17 条 本支部の会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意があればこれを変更することができる。

[附 則] 本会則は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。これに伴い昭和 52 年 11 月 10 日より施行の「日本英学史学会広島支部」会則は廃止する。

平成 19 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 28 年 5 月 28 日 一部改訂

平成 29 年 5 月 27 日 本会則を改正し、これを同年 4 月 1 日より施行する。